

○悪臭防止法第三条の規定に基づく地域の指定

平成八年三月二十九日

山口県告示第二百五十七号

悪臭防止法(昭和四十六年法律第九十一号)第三条の規定に基づき、次の地域を工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出(漏出を含む。)を規制する地域として指定し、平成八年四月一日から施行する。

悪臭防止法第三条の規定に基づく地域の指定に関する告示(昭和四十八年山口県告示第三百九十七号)は、平成八年三月三十一日限り、廃止する。

玖珂郡和木町並びに熊毛郡田布施町及び平生町の区域のうち別図の淡緑色、桃色及び黄色で着色した部分とする。

(別図は、省略し、その図面を山口県環境生活部環境政策課、関係保健所及び関係町役場に備え置いて一般の縦覧に供する。)

改正文(平成九年告示第二一五号)抄

平成九年四月一日から施行する。

改正文(平成一〇年告示第三一九号)抄

平成十年五月一日から施行する。

改正文(平成一三年告示第二七九号)抄

平成十三年四月一日から施行する。

改正文(平成一四年告示第二六号)抄

平成十四年二月一日から施行する。

改正文(平成一四年告示第一五四号)抄

平成十四年四月一日から施行する。

改正文(平成一六年告示第五四〇号)抄

平成十六年十月四日から施行する。

改正文(平成一六年告示第五七八号)抄

平成十六年十一月一日から施行する。

改正文(平成一七年告示第六六号)抄

平成十七年二月十三日から施行する。

改正文(平成一七年告示第一七〇号)抄

平成十七年三月二十二日から施行する。

改正文(平成一七年告示第五二三号)抄

平成十七年十月一日から施行する。

改正文(平成一八年告示第一三九号)抄

平成十八年三月二十日から施行する。

改正文(平成二〇年告示第二一九号)抄

平成二十年五月一日から施行する。

改正文(平成二三年告示第一二六号)抄

平成二十三年四月一日から施行する。

改正文(平成二四年告示第一〇六号)抄  
平成二十四年四月一日から施行する。